

審査 処理欄	認 可	否	コード 保	認定日	人数	所 得	賃貸契約書		市外転入日	受取日
-----------	--------	---	----------	-----	----	-----	-------	--	-------	-----

れいわ ねんど ねんど しゅう がく えん じょ しん せい しょ けん せたい じょう きょう ひょう
令和2年度(2020年度)就学援助申請書兼世帯状況票

校園コード

児童生徒が通学されている学校ごとに1枚必要です。

(申請理由①・⑫の方は、裏面も必ずお読みください。)

どちらかに☑をつけてください。

※申請内容に変更があつた場合は、すぐ学校に連絡してください。

早期2	書類審査 (3月13日まで)	一般1 (5月15日まで)	税情報利用 (5月15日まで)	一般2 (6月30日まで)	書類審査 (6月30日まで)	随時 (7月1日以降)	再審査 7月1日以降
-----	-------------------	------------------	--------------------	------------------	-------------------	----------------	---------------

おおさかしきょういくいいんかい
大阪市教育委員会あて 次のとおり就学援助を申請します。

児童生徒名	学校名 大阪市立	小・中学校	申込者 保護者者名	現住所 大阪市	電話()
児童生徒名	新学年組			R2.1.1現在の住所	
児童生徒名	新学年組			フリガナ	印
児童生徒名	新学年組				
児童生徒名	新学年組				

《申請理由》該当する理由に「✓」をつけてください。

- ① 市民税が非課税である。
- ② 固定資産税を減免された。
- ③ 個人事業税を減免された。
- ④ 国民年金保険料を減免された。
- ⑤ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。
- ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
- ⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。
- ⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
- ⑩ 生活保護を停止又は廃止された。
- ⑪ 生活保護を受けている。

⑪には該当しないが、経済的に困っている。

《住宅の形態》※所得基準が異なります。どちらかに「✓」をつけてください。

- 持家 令和2年4月1日現在の状況(随時申請は申請日現在)
- 借家等 (賃貸契約書の写し等が必要です。)

《特別な事情》※該当する事由があれば「✓」をつけてください。

- 令和 年 月 日に離婚
- 令和 年 月 日に死別
- 令和 年 月 日に()が解雇等・倒産・廃業により失業

※解雇等の場合、雇用保険受給資格者証の離職理由コード()

□ その他(記入内容は、「お知らせ」の7ページをご覧ください。)

《市民税額・所得金額等の確認方法》(申請理由が①・⑫の場合のみ、どちらかに「✓」をつけてください。)

□ 税情報を利用する。※令和2年1月1日現在の市内居住者が利用できます。(「一般1・随時(令和2年中申請分)」での申請のみ)

就学援助審査に際して、教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報等を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意する。

申込者名

印

※世帯全員の方に同意の意思を確認のうえ、必ず押印してください。

□ 税情報を利用せず、証明書類添付する。(一般1申請は対象外)

証明書類は裏面をご覧ください。

《世帯状況(生計を一にする者全員)》※申請理由にかかわらず、必ず記入してください。

世帯人数

人

4/1 現在の状況(随時) 申請日・現在の状況 再審査申請は	フリガナ 家族名	申請者 保護者()	生年月日	同居・別居	世帯人数	
					さうけいりゆう かなる きにゆう	さうけいりゆう かなる きにゆう
1		令・平昭・大明・西暦	・	どうよ 同居	べつよ きにゆう 別居(住所を記入してください)	
2		令・平昭・大明・西暦	・	どうよ 同居	べつよ きにゆう 別居(住所を記入してください)	
3		令・平昭・大明・西暦	・	どうよ 同居	べつよ きにゆう 別居(住所を記入してください)	
4		令・平昭・大明・西暦	・	どうよ 同居	べつよ きにゆう 別居(住所を記入してください)	
5		令・平昭・大明・西暦	・	どうよ 同居	べつよ きにゆう 別居(住所を記入してください)	
6		令・平昭・大明・西暦	・	どうよ 同居	べつよ きにゆう 別居(住所を記入してください)	
7		令・平昭・大明・西暦	・	どうよ 同居	べつよ きにゆう 別居(住所を記入してください)	

委任状及び同意書

就学援助認定後は、就学援助費の請求、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。
また、支給される就学援助費については、直接、学校給食費、又は、学校徴収金の教材費、
校外活動費、修学旅行費等に充当することに予め同意します。

申請者名
印

口座振替を希望する
 現金払いを希望する

徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)
 就学援助届出口座を利用する。(新規・変更の場合は口座振替申出書の提出が必要)

とじしろ／添付書類をステップラーナーなどで留めてください。

市民税額・所得金額等の証明書類

申請理由①または②で申請された方について、「市民税額・所得金額等の確認方法」で、
「税情報を利用せず、証明書類を添付する。」に□をつけた場合は、次のいずれかの証明書類が必要です。

申請理由①	申請理由②
「年税額」欄に「〇円」と記載されている場合	令和元年中の所得がわかる書類として
○	不可
○	○
○	不可
○	○
○	不可
○	○
○	不可
○	○

【証明書類に関する注意事項】（注）提出する書類は年度を統一してください。

※ 収入・所得の有無に関わらず、生計を一にする世帯全員（平成14年4月1日以前に生まれた方）の証明書類が必要になります。
ただし、申請理由①（市民税が非課税）の場合、被扶養者の方の証明書類は不要です。

※ 市内居住者（令和2年1月1日現在）については、税情報を利用することにより証明書類が不要になります。（一般1、随时（令和2年中申請分）申請のみ利用可）

► 利用する場合は、表面「市民税額・所得金額等の確認方法」の「税情報を利用する。」を選んでください。

※ 「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、主たる給与以外の所得に対する住民税を普通徴収で課税されている場合は、証明書類として使用できません。

「市民税・府民税証明書」について

- 「市民税・府民税証明書」は、市税事務所または区役所（出張所等含む）で発行しています。
※当該年1月1日現在の住所が大阪市外の場合は、お住まいだった市区町村で課税（所得）証明書の発行を受けてください。
- ※交付申請するときは、申請書の「使用目的」欄の「口就学援助」にチェックをつけてください。
- ※「市民税・府民税証明書」は、扶養控除欄の記載が省略されているものは使用できません。
- 小学校と中学校など2枚以上申請書を提出する場合、「市民税・府民税証明書」の原本を添付するの方だけ、他方はコピーを添付してください。
- 所得がなかった方や市民税・府民税が非課税になる方も、就学援助の申請のためには、原則として市税事務所での申告が必要です。
「市民税・府民税証明書」は、申告を行ってから交付を受けてください。（「令和2年度市民税・府民税証明書」は令和2年6月以降に発行可能です。）

*申請理由②による審査では、「市民税・府民税証明書」により「所得金額」を確認しますが、市税事務所で申告されていない場合は「所得金額」が記載されないため、確認できません。

ただし、次の方については、未申告でも「所得金額」が記載されるので、申告の必要はありません。

- 所得税の確定申告が済んでいる方
- 給与所得のみで、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が提出されている方
- 公的年金等※の所得のみで、その他に所得がない方 ※遺族年金・障害年金は除く

○ 市民税・府民税を申告するためには、申告期間中（令和2年2月17日から3月16日まで）に、市税事務所（船場法人市税事務所を除く）で申告を行ってください。なお、この申告期間中に限り、区役所の臨時申告受付会場でも受付を行います。

詳しくは、令和2年2月初旬発行の区広報誌又は大阪市ホームページをご覧ください。

*市民税・府民税を申告するときは、所得が〇円の場合も、必ず「扶養控除」欄を記入し、また寡婦（寡夫）の方は「口寡婦（寡夫）控除」にチェックし、申告を行ってください。

《学校からの特記事項》